

2014年度A日程入試 憲法

【出題趣旨】

某政党の憲法改正草案を素材にして、日本国憲法の、①民主主義の基礎を支え「優越的地位」にあるとされる表現の自由の保障の意義と意味、②憲法の最高法規性にかかわる憲法尊重擁護義務の意味と立憲主義における憲法の位置という基本問題を問い、併せて③憲法改正権およびその限界論という基本問題についての理解を問うものである。

具体的には、①については、最高裁も「民主主義国家の政治的基盤をなし、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なもの」とか、「特に重要な憲法上の権利」といった言葉で、繰り返しその重要性を確認している表現の自由の保障に、新たに「公益及び公の秩序」を理由とする制約根拠を明文化することの意味を問うものである。現憲法でも、最高裁は、表現の自由であっても12条、13条の「公共の福祉」によって制約できるとはしているが、明文の制約が直接定められること、そして、その制約が「公益及び公の秩序」という文言になっていること等が注目されなければならない。

②については、新たに国民に憲法尊重義務が課せられることの意味を、憲法の目的や立憲主義との関係で検討されることが期待される。天皇・摂政の憲法擁護義務が削除されていることも問題となりうる。

③は、憲法自体が定める憲法改正権の意味を（たとえば憲法制定権＝制憲権との対比で）明らかにするとともに、どのような教科書にも書いてある憲法改正権の内容的限界や、改正規定そのものを改正権によって改正できるかといった基本問題を問うものである。

【採点講評】

①については、民主政に不可欠な重要な人権である表現の自由に、明文の直接制限規定が新設されることの意味を正面から検討する解答は少なかった。

「公益及び公の秩序」という規定の危険性＝広汎で恣意的な利用の可能性を指摘する解答は多かったが、今日の「公共の福祉」の通説的理解との異同を指摘するものは少なかった。

憲法改正を問うているのに、なかには、法令の違憲審査基準をそのまま用いて論じるという、視野の狭い頭の固いビックリ解答も少なからずあった。

②については、権力担当者の手を縛り市民の権利・自由を保障するという憲法の目的と公務員等の憲法尊重擁護義務との関係が理解されている解答は多かったが、国民に尊重義務が課せられた場合、具体的にどのような問題が（たとえば人権保障上）生じうるかまで論じているものは少なかった。

③基本的かつ時事的な問題であるにもかかわらず、憲法改正権の本質や限界論を正確に理解している解答は、思いのほか少なかった。

なかには、現憲法の改正規定を丸写ししてことたれりとするような答案、現憲法の改正規定のもとでは改正が困難であることが限界であるとする答案など、およそ法学既修者とは思えないような解答もいくつかあった。